

火の用心 ことばを形に 習慣に



11月9日(木)～15日(水)、「秋季全国火災予防運動」が実施されます。
火災から尊い命や貴重な財産を守るため、日頃から防火に対して
関心を持ちましょう。

火災には迅速な対応と日頃の予防が大事

命を守る 7つのポイント

出火を防止し、火災から命を守るために、次の7点を心掛けましょう。

- 寝たばこをしない
- ストーブの周りに、燃えやすい物を置かない
- ガスコンロなどから離れるときは、火を消す
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具・衣類・カーテンなどは、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する
- 高齢者や体の不自由な人を守るために、地域の協力体制をつくる

火災警報器 設置と点検をしていますか

全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。

また、1カ月に1回程度は作動

点検をしましょう。点検は取扱説明書を確認してから行ってください。

火災警報器は火災以外でも、故障や電池切れのときに警報音と警報ランプで知らせます。購入時にメーカーや店の名前を控えておく

と役に立ちます。ほりが入ると誤作動を起こすことがあるので、定期的に掃除も行いましょう。

一部の地域で 火災警報器の普及調査

火災予防運動に伴い、市内で11月下旬まで火災警報器の普及調査が行われます。

消防署員が訪問しますので、皆さんの協力をお願いします。調査時に、高齢者世帯には希望に応じて、火の取り扱いなどについてのアドバイスを行います。

老朽化した消火器が 事故の原因に

消火器の破裂事故などを防止す

るため、「本体容器やラベル、キャップに腐食・著しい傷などはないか」「使用期限を過ぎていないか」などの確認をお願いします。廃棄するときは、消火器取扱店またはホームセンターなどに問い合わせてください。

※火災予防運動期間中の防火相談は予防課または各消防署へ。

- 予防課(☎20・1591)
- 成田消防署(☎20・1594)
- 飯岡分署(☎36・0119)
- 赤坂消防署(☎26・3210)
- 公津分署(☎29・6627)
- 三里塚消防署(☎35・1007)
- 空港分署(☎30・1187)
- 大栄消防署(☎73・4141)
- 下総分署(☎96・4023)

防火フェスタ

日時=11月5日(日) 午前10時～午後4時

会場=ユアエルム成田1階センタープラザ

内容=住宅防火対策や住宅用火災警報器の設置に関する相談、ちびっ子消防隊の記念写真、消防車両の展示、はしご車搭乗体験、消防音楽隊の演奏など

※くわしくは予防課(☎20-1591)へ。